

平成30年 新・文化庁元年

社会的・経済的価値をはぐくむ文化政策への転換

～創設50年・文化庁が変わります～

(1) 平成30年度予算案のポイント

(単位: 億円)

区 分	前年度予算額	平成 30 年度 予 算 額(案)	増△減額	増減率	備 考
文化庁予算	1,043	1,077	35	3.3%	平成29年度 補正予算案77億円

◆文化資源を生かした社会的・経済的価値の創出 132億円(78億円増)

【一部再掲】

- ・文化財の高精細レプリカやVR等を活用したビジネスモデル創出等を担うセンター機能整備
- ・国際的な発信力を強化した大規模かつ持続的な文化芸術発信拠点形成の支援

◆かけがえのない文化財の保存、活用及び継承等 474億円(5億円増)

- ・文化財の総合的な活用による観光戦略実行プランの推進
- ・文化財を次世代へ確実に継承するための適切な修理・整備、資料確保や支那者の育成等への支援

◆文化芸術の創造・発展と人材育成 218億円(10億円増)

- ・文化芸術資源の創造・活用による地方創生と経済活性化等の推進
- ・文化芸術による子供の育成事業

(2) 文化関係の新たな地方財政措置

- ◇ 地方自治体が個別の文化財の保存活用計画に基づき実施する活用事業（解説の多言語化等のソフト事業）の地方負担について、新たに特別交付税措置。
- ◇ 国庫補助事業（文化財の保管施設の整備等のハード事業）の地方負担について、一般補助施設整備等事業債の対象とし、元利償還金に対する交付税措置を拡充。
- ◇ 公立文化施設の適正管理の取組（長寿命化事業）について、引き続き公共施設等適正管理推進事業債の対象とし、元利償還金に対する交付税措置を拡充。

～その他、今後予定される制度の見直し～

- ◎ デジタル・ネットワーク化の進展に対応した著作権制度の整備（著作権法改正）
- ◎ これからの時代にふさわしい文化財保護制度の構築（文化財保護法改正）

(3) 文化庁の機能強化

◆新・文化芸術基本法を受けた文部科学省設置法の改正（予定）

- ・文化に関する基本的政策の企画立案機能、関係行政機関の事務調整機能の付与
- ・博物館関係事務及び芸術教育関係事務を、本省から新たに移管

◆抜本的組織改編による新・文化庁の創設（平成30年秋）

- ・文化庁・文化財部の2部制廃止等により、時代区分を超えた柔軟で機動的な対応へ
- ・①文化発信・政策調査研究の強化、②文化資源を活用した観光振興、③文化による地方創生・共生社会推進、④食文化など生活文化の振興等に向けた体制を構築
- ・官(各府省)・民・学・芸の協働により、文化政策の総合的な推進へ

(4) 『文化芸術推進基本計画』の策定

◆今後5年間(2018-2022)の文化芸術政策の基本的方向性を定めた政府全体としての国家戦略

- ・新・文化芸術基本法（H29.6改正）の精神を前提として策定。
- ・文化芸術の本質的価値に加え、文化芸術が有する社会的・経済的価値を明確化。文化芸術により生み出される様々な価値を、文化芸術の更なる継承・発展・創造へ。
- ・観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等文化芸術関係施策との連携について、関係府省庁の局長級職員からなる「文化芸術推進会議」において調整。
- ・現在、文化審議会にて審議中。平成29年度中を目途に策定（閣議決定）の予定。

(平成30年1月)